

四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第9号

四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

四日市競輪場内施設の使用に関する条例（平成17年四日市市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第238条の4第7項</u> の規定により四日市競輪場内施設（以下「場内施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第238条の4第4項</u> の規定により四日市競輪場内施設（以下「場内施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

改正後					
別表（第3条関係）					
施設の名称、区分		使用料			
		午前 （午前9時から正午）	午後 （午後1時から午後4時30分）	夜間 （午後5時から午後9時）	全日 （午前9時から午後9時）
東棟	1A会議室	<u>1,160円</u>	<u>1,160円</u>	<u>1,160円</u>	<u>3,480円</u>
	1B会議室	<u>1,460円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,460円</u>	<u>4,380円</u>
	1C会議室	<u>4,190円</u>	<u>4,190円</u>	<u>4,190円</u>	<u>12,570円</u>
	1D会議室	<u>4,190円</u>	<u>4,190円</u>	<u>4,190円</u>	<u>12,570円</u>
	1E会議室	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>	<u>6,270円</u>
	2A会議室	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>	<u>5,010円</u>

	2 B 会議室	<u>1,360円</u>	<u>1,360円</u>	<u>1,360円</u>	<u>4,080円</u>
	2 C 会議室	<u>3,360円</u>	<u>3,360円</u>	<u>3,360円</u>	<u>10,080円</u>
	2 D 会議室	<u>3,360円</u>	<u>3,360円</u>	<u>3,360円</u>	<u>10,080円</u>
	2 E 会議室	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>	<u>5,010円</u>
テニスコート		<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,660円</u>	<u>6,800円</u>
グラウンドゴルフ場		<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,660円</u>	<u>6,800円</u>
多 目 的 ス ペ ー ス	平日	入場料その他これに類するものを徴収しない場合 <u>15,720円</u>	入場料その他これに類するものを徴収しない場合 <u>15,720円</u>	入場料その他これに類するものを徴収しない場合 <u>36,660円</u>	入場料その他これに類するものを徴収しない場合 <u>62,850円</u>
		入場料その他これに類するものを徴収する場合 <u>20,960円</u>	入場料その他これに類するものを徴収する場合 <u>20,960円</u>	入場料その他これに類するものを徴収する場合 <u>47,150円</u>	入場料その他これに類するものを徴収する場合 <u>83,810円</u>
	土曜	入場 <u>34,570円</u>	入場 <u>34,570円</u>	入場 <u>41,910円</u>	入場 <u>104,760円</u>

	日、日曜日及び休日	料その他これに類するものを徴収しない場合	円	円	円	0円
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	<u>45,050</u> 円	<u>45,050</u> 円	<u>54,470</u> 円	<u>136,190</u> 円
備考 (略)						

改正前					
別表 (第3条関係)					
施設の名称、区分		使用料			
		午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時から午後4時30分)	夜間 (午後5時から午後9時)	全日 (午前9時から午後9時)
東棟	1A会議室	<u>1,130</u> 円	<u>1,130</u> 円	<u>1,130</u> 円	<u>3,390</u> 円

	1 B 会議室	<u>1,440円</u>	<u>1,440円</u>	<u>1,440円</u>	<u>4,320円</u>
	1 C 会議室	<u>4,110円</u>	<u>4,110円</u>	<u>4,110円</u>	<u>12,330円</u>
	1 D 会議室	<u>4,110円</u>	<u>4,110円</u>	<u>4,110円</u>	<u>12,330円</u>
	1 E 会議室	<u>2,050円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,050円</u>	<u>6,150円</u>
	2 A 会議室	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>	<u>4,920円</u>
	2 B 会議室	<u>1,340円</u>	<u>1,340円</u>	<u>1,340円</u>	<u>4,020円</u>
	2 C 会議室	<u>3,290円</u>	<u>3,290円</u>	<u>3,290円</u>	<u>9,870円</u>
	2 D 会議室	<u>3,290円</u>	<u>3,290円</u>	<u>3,290円</u>	<u>9,870円</u>
	2 E 会議室	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>	<u>4,920円</u>
	テニスコート	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>3,600円</u>	<u>6,680円</u>
	グラウンドゴルフ場	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>3,600円</u>	<u>6,680円</u>
多 目 的 ス ペ ー ス	平日 入場料その他 これに類するものを徴収しない場合	<u>15,430円</u>	<u>15,430円</u>	<u>36,000円</u>	<u>61,710円</u>
	入場料その他 これに類するもの	<u>20,570円</u>	<u>20,570円</u>	<u>46,290円</u>	<u>82,290円</u>

		を徴収する場合				
土曜日、日曜日及び休日	入場料その他これに類するものを徴収しない場合	<u>33,940</u> 円	<u>33,940</u> 円	<u>41,150</u> 円	<u>102,860</u> 円	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	<u>44,230</u> 円	<u>44,230</u> 円	<u>53,480</u> 円	<u>133,710</u> 円	
備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市競輪場内施設の使用に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市競輪場内施設の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市競輪場内施設の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(商工農水部けいりん事業課)